

職長等能力向上教育（製造業）

開催のご案内

製造業に係る事業主は、労働安全衛生法で定められている就任時の職長教育に加え、安全衛生教育等推進要綱では概ね5年ごとに職長能力向上教育を行うものとされています。

厚生労働省が2020年3月31日付け基発0331第7号厚生労働省労働基準局長通知により能力向上教育のカリキュラムを示したことを受け、当協会では、製造業の職長としてのキャリアを踏まえ、改めて生産現場での職長に期待される役割をレベルアップしていただくための製造業における職長等能力向上教育を以下により実施いたします。

この機会に貴事業場の該当者を積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

静岡労働基準協会

記

1. 受講対象者

- イ. 職長としてその職務について、概ね5年経過する者
- ロ. 機械設備等を大幅に変更した事業場の職長

※安衛法第19条の2では、「事業者は、従事する業務に関する能力向上を図るための教育・講習会等を行い、またはこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない」として
います。

1. 講習日程等

| 講習時間 | 講習会場 |
|----------------|---|
| 9:00～ 16:20 | 静岡県産業経済会館 3階 〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 |

※駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を各自でご利用ください。

※開始時刻10分前までに受付けを済ませてください。オリエンテーションを行います。

2. 講習カリキュラム

従来はカリキュラムが定められておりませんでした。6hという時間と内容が示されました。概ね5年毎の受講をお勧めします。

| | | |
|----------|--|-----------|
| (1) 基本項目 | ・リスクの基本的な考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動 ・異常時等における措置 ・部下に対する指導力の向上 | 3時間（180分） |
| (2) 専門項目 | ・事業場における安全衛生活動（KYT、ヒヤリハット）・グループ討議 ・リスクアセスメントの仕組み・グループ討議 | 3時間（180分） |

3. 受講料（消費税を含む）

| | | | |
|------|--------|------|---------|
| 協会会員 | 9,500円 | 非協会員 | 10,500円 |
|------|--------|------|---------|

※県内他地区基準協会に加入されている事業場様も当協会会員と同じ受講料とします。
受講申込書に加入している地区基準協会名を記入してください。

4. 受講申込み手続きの手順

- (1) 事務局に電話して、受講者の空き状況を確認してください。(TEL 054-253-7067)
※電話での予約は受付けておりませんのでご注意ください。
- (2) 受講申込書を作成し、FAXで送付してください。(FAX 054-253-7613)
※FAXの到着順に仮受けします。
事務局への持参や郵送でも構いませんが、申込書が到着した順に仮登録します。
※外国籍の方は、受講者氏名欄に在留カード又は自動車運転免許証に記載されている氏名を記入してください。
※個人情報ですので、送付先の間違いが無いようご注意ください。
- (3) 事務局より、折り返し請求書及び受講票をFAXでお送りします。
※受講料は、遅くとも受講開始日2週間前までに納入してください。
- (4) 受講をキャンセルする場合、お送りした受講票はそちらで破棄してください。
また、受講者を変更する場合は事務局までご連絡の上、新しい方の受講申込書をFAXで事務局までお送りください。
※キャンセルの場合は受講開始日1週間前までに、受講者変更の場合は遅くとも講習会開始日2日前までに事務局までご連絡ください。

5. 講習会当日の本人確認について

講習会当日受付で本人確認を行いますので、以下のいずれかを提示してください。

[自動車運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、在留カード、学生証など
公的機関の発効した物。]

6. 修了証の交付 講習修了者には、当日講習会終了後「修了証」を交付します。

7. 携行品 受講票、筆記用具、不織布マスク
昼食（近隣の食堂及びコンビニが利用できます。）

8. 受講者が少ない場合、開催取り止め又は別日への移動をお願いすることがあります。

9. 受講申し込み、お問い合わせは

静岡労働基準協会

静岡市葵区鷹匠3丁目1-20

サンパレス鷹匠102号

TEL 054-253-7067

FAX 054-253-7613